

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため
の次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する
法律の経過について

＜経過＞

平成 25 年 12 月 10 日 今後の次世代育成支援対策推進法について（建議）

平成 26 年 1 月 23 日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案要綱（次世代育成支援対策推進法の一部改正関係）」について諮問

〃 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法案要綱について答申

2 月 14 日 第 186 回国会（常会）提出（閣法第 31 号）

3 月 13 日 衆議院厚生労働委員会 付託

3 月 14 日 " 提案理由説明

3 月 26 日 " 質疑、採決（可決）

（附帯決議あり（別紙 1））

3 月 27 日 衆議院本会議 可決（同日 参議院へ送付）

4 月 9 日 参議院厚生労働委員会 付託

4 月 10 日 " 趣旨説明

4 月 15 日 " 質疑、採決（可決）

（附帯決議あり（別紙 2））

4 月 16 日 参議院本会議 可決・成立

4 月 23 日 法律公布（平成 26 年法律第 28 号）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。

二 男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。

三 男女ともに仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間短縮対策のために有効な措置を講ずること。

四 女性の活躍促進にかかる取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。

五 ILO第百五十六号条約の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ができるようになるとともに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

参議院厚生労働委員会 附帯決議
(平成26年4月15日)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年四月十五日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規雇用労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

二、非正規雇用労働者が育児休業を取得しやすい環境の整備を一層促進するため、育児・介護休業法の在り方などその育児休業取得率の引上げにつながるような対策を検討し、必要な措置を講ずること。

三、男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。

四、男女共に仕事と育児の両立ができるよう、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進のため

に有効な措置を講ずること。

五、次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク（くるみんマーク）の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること。

六、女性の活躍促進に係る取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。

七、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第百五十六号条約）」の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ることができるようにするとともに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

右決議する。